

平成22年度第1回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成22年(2010年)5月24日(月)午前10時00分~午前11時34分

場 所 コラボしが21 3階 中会議室2

議 題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「ケースデンキ八日市店」の新設届出に係る審議について

(2) 「(仮称)パロー彦根店」の新設届出に係る審議について

2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きを
経ない届出について

3 その他

出席委員：尾賀委員、恩地委員、塚口委員、中委員、八軒委員、松井委員
(五十音順)

県出席者：中山商工観光労働部次長、中井商業振興課長、田中参事、吉野副主幹、
長崎副主幹、宮島主任主事

[議事概要]

1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「ケースデンキ八日市店」、「(仮称)パロー彦根店」の新設届出について事務局資料
に基づき説明

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、この時点で、委員の皆様方から何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

委員：ケースデンキのほうの、ちょっと聞き違いかもしれませんが、出入口に
ついて右・左折ができる。それで、右折待ちの車はゼブラゾーンに入って右折するとい
うことですが、どうもゼブラゾーンはなかったような気がするのです。

事務局： つきましては、変更後は出口専用になりまして、出入口の東側に出入口
が設けられますので、そちらの出入口を使用するということになっております。東側
のほうでゼブラゾーンを、右折の入口に使うということになってございます。

委員：そしたら、ゼブラゾーンを使えますね。出入口のほうも、右・左折両方できるという。

事務局：そうなりますと、ちょっとゼブラゾーンが足りないです。

委員：足りないですか。はい、わかりました。

会長：入店経路、出店経路の図面は用意していただいていますか。

事務局：はい。設置者のほうで、これから提出していただく予定でございます。

会長：わかりました。

ほかに、ございませんでしょうか。

それでは、設置者にお入りいただいて議論を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

建物設置者の説明、質疑応答

(1)「ケースデンキ八日市店」の新設届出について

会長：それでは、まず、ケースデンキ八日市店の建物設置者でございます、株式会社関西ケースデンキの方々からご説明をお願いしたいと思います。

会長：どうぞ、お掛けください。

本日は、朝早くからご苦労さまでございます。

それでは、ケースデンキ八日市店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度でご説明いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

設置者：それでは、ご説明申し上げます。

出店に伴います配慮事項でございます。まず、一番大きな問題となりましたのは交通関係でございます。店舗前面の道路からの誘導ということで、届出時には店舗前面に出入り口2カ所、店舗東側に出入り口1カ所という形で届出をさせていただきました。

そのあと、地域説明会で出店計画をご説明申し上げましたところ、地域の方からのご意見として、店舗東側の入り口の道路は学童の通学時に利用される道路のため、安全を確保していただきたいというご意見をいただきました。それを受けまして、私どもで計画案を再構成いたしました。届出時に店舗東側にありました出入り口を封鎖し、さらに1mのセットバックで、ここに歩行者用の通路をつくるという計画案に修正しております。

す。

また、お配りしました図面では着色がしてないのですが、店舗南側に、住宅街から店舗西側の側道へ抜ける通路も設定してございます。これにより学童の通学時に店舗西側を通り、交差点へ出ることができるような誘導経路を設定しております。また、店舗の東側の出入り口を封鎖した関係で、店舗前面の出入り口の位置を変更しております。それに伴います誘導経路の変更が、添付しました図 - 2 の誘導経路であります。

出入り口の変更に伴いまして、前面道路から右折インが必要になってくるということで、県警及び所轄の警察署並びに道路管理者等と協議を重ねまして、最も安全な出入り口を確保する計画といたしました。

一応、主だったところは、そういったことでございます。

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、委員のほうから、いろいろとご質問をさせていただきたいと思います。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

委員：車が右折のときに、ゼブラゾーンで滞留するのですね。これは何台分くらい滞留できるスペースになりますか。

3、4台くらいですかね。

設置者：一応3、4台程度でございます。その右折に関しまして、私ども安全性を数値的に解析するために、無信号交差点の解析という手法を使いまして数値を出したのですが、数値上は上ぶれなしというような値となっております。

ただし、無信号交差点解析手法は、あくまでも単独交差点としての解析手法でありまして、このように信号交差点が近接するような場合に正しい解析結果になったかどうかというのは、ちょっと疑問を私ども持っております。その関係で、繁忙時には、交通整理員を立てて適切な誘導をするという計画を立てております。

委員：そうですね。交差点からいつときに車が流れてくるので、このゼブラゾーンで滞留車が収容しきれんかどうかがちょっと心配になって、そこは大丈夫かなと懸念されるので、指導員を置いて十分対応してほしいと思います。

会長：ほかに、いかがでございましょうか。

委員：今の質問と関連するのですが、右折インと右折アウトがぶつかることになるのですが、うまい手はなかったのでしょうか。右折アウトの部分を別の出入口に、ちょ

っと物理的に無理だったのかもしれませんが、持っていくということではできなかったのですか。

設置者：届出時から右折イン・アウトの交錯を避けるために、当初は店舗東側に出入り口を設け、そういったことのないような計画とする予定でしたけども、地元の方にご説明したときに、どうしてもご納得いただけないということで、前面に設けるということになり、なるべく交差点から離れた箇所で右折インと右折アウトをするという計画にさせていただきました。

委員：私の質問は、右折アウトのみ東側に持っていくということができなかったのですかと。ちょっと難しいのかもしれませんが、かたまりますから。

設置者：東の角に民地と国有地が残っていて、ここを私どもが使わせていただけない状況だったので、敷地形状としてもこのままの状態でしか使えなかったということと、出入り口付近に実はバス停がございまして、駐車場法でバス停から20m離しますと、この位置がぎりぎりのラインとなりましたので、そういった関係もございます。

委員：右折アウトの車を場内できちんと管理して、誘導員が、適切に右折インで入ってこられるようにするというのを、とにかく注意深くやっていただくしかないと思えますね。

会長：関連いたしますけど、地元の皆さんといろいろと相談の結果、出入り口の位置、あるいはその運用の仕方を変更されたと聞いているのですけれども、そのときに出入口であります、これを出口専用とされるということではなかったのでしょうか。

私が、事務局から聞いております資料には、そうなっております。

設置者：その後、市役所の道路管理者と協議いたしまして、なるべくスムーズに場内へ来店車両を引き入れるということで、一応出入口は「入り」もできるような形とさせていただきます。

会長：ただ、委員のご指摘のように動線が交錯いたしますね。この出入り口の間隔が非常に短い。そして、外で動線が交錯するという点について、「スムーズに」という今のご説明が、スムーズになる場合もあるし、あるいはそうでない場合もあるので、一概には言い切れないのかなと思いますが、いかがですか。

設置者：確かに動線が交差するという点では、そういったことが考えられると思います。そういったことの起きないように、交通整理員等で繁忙期には対処したいと思っております。

ます。

会長：はい。

ほかに、委員の皆様方から。どうぞお願いします。

委員：地元市から、地元市民を積極的に雇用されたいという要望が出ていますけれども、このケースデンキ八日市店の出店に伴って、地元雇用はどれくらい増えるのでしょうか。

設置者：じゃ、私のほうケースデンキですが、お答えさせていただきます。

現状、既に面接等も始まっておりまして、私ども地元で採用というのはどこの地域でも考えておりまして、一応ケースのやり方とか、そういうものがございますので、店長と幹部のみは、とりあえずこちらのほうからさせていただいて、基本的にはあとの従業員さんは現地で採用してということで考えております。もちろん社員様ですけど、パートさんも基本的には現地で採用するということを考えております。

パートさんの就業時間ですけど、弊社のほうでは最短で4時間というシステムがございまして、延べでいきますと60名ぐらいのスタッフが配替するというような状況になるかと思えます。ただ、同時間にはそれだけのスタッフが要ることは非常に珍しくて、土日で20名ぐらいになるのかなというような形で考えております。

委員：常勤雇用も増えるのですか。

設置者：常勤雇用もやっております。

委員：何人ぐらいになるのですか。

設置者：基本的には、10名から15名ぐらいになるかと思えます。

委員：わかりました。

会長：ほかは、いかがでしょうか。どうぞ。

委員：また交通の話に戻りますけども、いただいた資料の4ページ、駐車台数の設定をすることで、経済産業省の指針ではなくて独自のデータを使ってやられていまして、自動車分担率を100%にし、平均乗車人員を1.0にするという安全側で設定されているので、ここはよろしいかと思うのです。

レジ通過客数のほうは、私もよくわかりませんが、こういう大型家電のお店には来るけれども、大型家電をウインドーショッピング的に見て、レジを通過せずに帰っていくお客様も多分そこそこいるのではないかと思ったりする。そうなると、若干危険側の設定になるのかなという気がしますので、ほかの店なんかで駐車場は実際どのくらい使わ

れているのかというところのほうが、むしろ重要なのかと思ったりしますが、その辺はどんな感じですか。

会長：いかがでございましょうか。

設置者：大体の感覚的なものですが、弊社に一番近いお店になりますと、豊郷とか近江八幡にお店もございしますが、残念ながら全部うまるということは年に一回、12月ぐらいしかなくて、平日は大体3分の1か、土日でも半分もあれば非常にはやっている店ということになりますので、その辺は感覚的なもので申しわけないですが、大丈夫かと思えます。

委員：わかりました。念のためにお聴きしただけです。ありがとうございます。

会長：ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ。

委員：既に説明会のときに出た話かと思うのですがけれども、東側に歩道まで設けられたということで、荷捌きの可能時間は6時からになっていますけど、実際の時間が届出書の7ページに8時から9時になっております。

そしたら、これは6時から8時はやられないと考えてよろしいですか。

設置者：基本は、ないと思っていただいてもいいかなと思っております。というのは、どうしても繁忙期だけ1台でも行ったときは、やっぱり時間に入れておいたほうがいいかなと思います。

基本は、委員のおっしゃるとおり、その時間でも十分賄いきれますので、特段、年末とかすごい繁忙期だけ特便でしていただくときがございます。そのときだけということでお考えいただいたらと思います。

委員：完全に隣接、隣に人家がありますので、事前にお知らせするとか配慮していただいたほうがいいかもしれないですね。

設置者：了解いたしました。

委員：あと、8時から9時にちょっと大きいのが入りますけれども、地元説明会で、これは通学時間帯にちょっとひっかかっているというようなことで、8時半以降にとかいう話は出ておりませんか。

設置者：搬入車両に関しましては台数が少ないということと、店舗の従業員も近くで安全確保をしているということで、地元の方にはご納得いただいております。

委員：わかりました。

会長：ありがとうございました。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、他に質問がないようですので、建物設置者の方には、これをもって退室していただいて結構でございます。

どうもご苦労さまでございました。

(2) 「(仮称)パロー彦根店」の新設届出について

会長：それでは、引き続きまして、(仮称)パロー彦根店の建物設置者でございます、株式会社パローの方々からご説明をお願いしたいと思います。

会長：どうぞ、お掛けください。

本日は、朝早くからお越しくださしまして、ご苦労さまでございます。

それでは、(仮称)パロー彦根店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に10分程度でご説明をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

設置者：本日はお忙しい中お時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、今お話がございましたパロー彦根店につきましての説明をさせていただきます。届出書等につきましては、事前にごらんいただいているという話を聞いておりますので、ポイントを絞りましてご説明をさせていただきます。

まず、(仮称)パロー彦根店につきましては、去年、21年11月18日に届出をさせていただきますまして、オープン予定日が今年の7月19日ということで計画をいたしております。

店舗の予定地につきましては、準工業地域ということでございまして、以前は事業所がございました。また、北の方向と東の方向が彦根市道に面しておりまして、敷地の北東において国道8号の西沼波町交差点と接しております。ほかの周辺状況としましては、地域の南側には民家がありまして、西には中学校がございまして、

それから、交通対策にポイントを絞って説明をさせていただきます。まず、来店経路は広告などによりまして周知をさせていただきます。特に西沼波町交差点経由の来店車両、それから、そちらの看板の設置などによりまして、出入口からの左折イン、出入

口からの左折アウトを徹底させていただいて、交通の流れを円滑に図るということを考えております。なお、出入口は臨時で、繁忙時、オープン時というときに整理員をつけながら対処していくことを考えております。

それから、交通安全対策として、各出入口には不要なものを設置せず見通しをよくするとともに、出入口を中心に適切な箇所に交通整理員を配置いたします。特にオープン時には彦根警察と協議をいたしまして、交通整理員を増員して交通誘導に万全を期したいと考えております。また、市道の西沼波六反畑芹川上野線の青信号の現示時間の増加を彦根署のほうに要請いたしました。西沼波交差点における現在の状況、それから今後の予測も踏まえて、現示時間を総合的に検討していただけるというふうにお話を聞いております。

さらには、市道安清西沼波線において歩道が現状2メートルから2.4メートルでございます。こちらは通学路ということもありますが、それを2.9メートルから3.5メートル、約90センチの拡幅となるよう敷地の一部を歩道といたしました。また、市道西沼波六反畑芹川上野線におきましては、途中から歩道がないために、水路を改修し2メートルの歩道を確保いたしました。これらの自主的な敷地の提供などにより、既存歩道よりも広い歩道を確保いたしました。

特に西沼波交差点の角地のところでございますが、そちらは中学生、小学生の方が信号待ちでたまりになるということもございますので、私どものほうの敷地を1メートル自主的にセットバックして、少し広くするという計画をいたしております。

最後に、来店車両に対しまして、歩行者への注意を促すよう適切に看板の設置をいたします。これらの対策によりまして、通学児童を含めた歩行者と来店車両の安全を図ってまいりたいと考えております。

次に、騒音対策について、まず建物の設置者として隣接中学校に対する配慮の必要性を認識しております。具体的には、屋外のBGMというものは行いません。また、室外機などは低騒音の最新機器を導入いたします。周辺生活環境への影響の小さい位置に配置をするという計画をいたしております。

それから、本店舗におきましては、業務形態上やむを得ず夜間の時間帯、22時から翌朝6時までにおいて商品の搬入を計画しております。夜間の商品搬入の対策として、まず荷捌き施設を住居などが隣接していない箇所に配置をいたしました。十分な作業ス

ペースを確保しまして、作業時間を短縮することによりまして騒音を防止していきたいと考えています。

次に、荷捌き施設を覆うように建物の北側の外壁を延長いたしまして、屋根を設置することで荷捌き施設からの外部への騒音を防止いたしました。ソフト面の対策としては、荷捌き作業員に対して、騒音防止意識を持たせるような教育を徹底してまいります。こちらの教育というのは、パロー直営のトラックでございますので、パローの社員ということもございますので徹底ができるというふうに考えております。

なお、騒音予測におきまして、夜間の騒音レベルの最大値が基準値を超える予測地点としまして、A、B、C及びDの4地点がございます。このうち、A、B、Cにつきましては、搬入車両の通行が規制基準値というので原因になっております。その対策としまして、搬入車両がパロー直営の専属車両であることから、低速走行の厳守、バックブザーの停止、アイドリングの禁止、それからドアの開閉音の発生防止などが徹底できるように、ドライバーに十分な教育をしていく計画にいたしております。

また、予測地点Dでは、従業員が帰宅をするときの車両の通行で、規制基準がオーバーするというのでございます。こちらにつきましては、帰宅従業員に対しても車両の走行速度の抑制を徹底してまいりたいと考えております。

次に、地域環境保全対策、あるいは緑化対策、景観条例に対する対策ということの説明をさせていただきます。

建物は、A棟、B棟両方とも平屋建てで計画をいたしております。高さを抑えてございまして、外壁には落ち着いたベージュ色として周辺の景観との調和を図ってまいります。点滅型の屋外広告は使用いたしません。また、夜間の商品搬入時及び荷捌き時の光害については先ほど説明したとおりでございますが、荷捌き施設そのものの配置や屋根の設置などにより、荷捌き施設の開放面を減少させることで、周辺生活環境への光害を防止してまいりたいと考えております。

B棟につきましては未定と届出書では出しておりますが、ドラッグストアのスギ薬局を予定しているということで進めていきたいと思っております。また正式に決まりましたら、変更届というような形をとらせていただくつもりでおります。

それから、緑地計画としては、お手元の届出書の別添図面10のとおりでございます。彦根市の条例に従いまして、敷地面積に対する緑化率30%を満足するように低木の常

緑樹を含めた緑地の形成を計画しています。また、交通弱者対策及び発生交通量の抑制策といたしまして、コミュニティバスの乗り入れも検討いたしております。

これらの実現によりまして、地球環境に優しい店舗運営を行ってまいりたいと考えております。

最後に、その他の配慮事項でございます。

まず、雨水の排水につきましては、駐車場に調整池を設置いたしまして、下流域の負担を軽減する趣旨の覚書を彦根市と交わさせていただいております。それから、惣菜調整室などから出るにおいの対策としましては、脱臭装置を設置する予定でございます。それから、従業員の雇用につきましては、地元雇用を積極的に実施いたしまして、地域に根ざした店舗運営を計画してまいりたいと考えております。

それから、防犯対策としましては、大規模小売店舗に関する防犯上の指針というのが滋賀県にございます。こちらに掲げられた事項に積極的に取り組んでまいります。それから、地元の住民からの要望に基づきまして、防犯対策としまして市道安清西沼波線に向けた建物の壁面に常夜灯を設置したいと考えております。それから、中学校が隣接しているということに対しましては、境界に1m80cmのフェンスを設置しまして、みだりに敷地内に入れないようにいたします。また、ゲームコーナーなどの設置は考えておりません。なお、中学校へは事業計画を説明しており、交通安全対策なども含めて、今後も連絡と協議を行ってまいりたいと考えております。

それから、民家のある敷地南側の境界沿いには、高さ1.2mのメッシュフェンスを設置いたしまして、B棟、スギ薬局の予定ですが、こちらとの間には芝張りや高さ1.5m程度の樹木を植えるなどの緑化を計画していきたいと考えております。それから、敷地周辺の河川清掃などにつきましては、積極的に参加しまして地元住民との協調を図ってまいりたいと考えております。

それから、出店に当たりまして、彦根市、彦根警察署、それから地元の自治会長様とは、さまざまな事情を協議、報告しており、今後もその姿勢に変更はございません。それから、彦根商店街連盟への加入も検討しつつ、地域密着型の商業施設を目指してまいりたいと考えております。

以上、大枠、説明させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

会長：はい、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。主として交通と騒音、2つの視点が出て参ろうと思いますので、では、騒音について委員からお願いできますか。

委員：幾つか気になったことがあるのです。これは細かいことですが、夜間の予測地点Dのところでは従業員の帰宅車両によるということで、これはどうでもいいことですが、dのところでは帰宅車両ではなくて、搬入車両によって最大値が決まっておったんですが、これは間違いないですか。

従業員：帰宅車両よりも、かなり離れたところを通る搬入車のほうがレベルは高かったということだけかもしれないのですが、そこはまず教えていただきたいと思います。設置者：あえて説明させていただきます。dの地点におきましては、やはり今おっしゃったとおりA棟への搬入車両による影響で、届出書にございますとおり55デシベル、これは従業員ではございません。A棟の搬入車両です。

委員：わかりました。で、ぎりぎりですかね。一応確認ということなんですが、深夜に行われるということで、周りの状況がどのぐらいかによりますけれども、搬入にできるだけ配慮していただいて。

一番影響のなさそうなところに持っていかれて、天井等をつけられるということですが、天井等をつけますと空いている方向にのみ音がどんどん行ってしまいますので、逆効果ということもございます。場合によっては、内側をちょっと吸音されることが必要になるかもしれませんので、ご注意ください。

結構、距離は離れていますので、多分大丈夫じゃないかと思います。

設置者：荷捌き施設の音の出る方向が8号線に向かった方向になるかと思いますが、夜間、8号線は車の量が多いところで、騒音も結構出ておまして、これについては、現状民家はないということでございますので、今のところは問題なくいけるかなと。

もう一つ、Dにつきましても事業所等々がございますので、今のところ、夜間はお住まいの方はおありにならないです。

委員：そうなんです。Dの図でいくと南側は民家かなと思ったのですが、全部事業所と考えてよろしいですか。

設置者：一部、民家があります。こういったところについてもご要望があれば、私どもとして対策を講じていきたいと思っております。Dのところは民家もございます。私ど

もとしても、できるだけ搬入車両の入口を北側にずらすというようなこともございますので、そういう配慮をさせていただいているといったことも。

委員：多分6 m近く離れておりますので、大丈夫じゃなからうかと思えます。

もう1点は、届出書の39ページですが、換気扇等の予測をされるときに使われている情報ですけれども、まず換気扇の音響パワーレベル、後ろに丁寧につけていただいたのですが、一部、屋外じゃなくて、屋内の騒音レベルになってございます。カタログ資料にはしばしばこういうことがありますので、やむを得ないということにもなるかと思えますし、屋外・屋内換気扇ですからほぼ同じレベルの音が出ていると仮定すれば、使えないことはないという資料です。その辺を把握されていなかったであろうなと思えますので、一言。

それで、39ページに戻りまして、この換気扇にガラリをつけると9デシベル落ちるというので、一律9デシベル下げてもらえるのですが、これはもう一度勉強をし直していただきたいのです。これは換気扇に適用できないものでして、壁に穴を空けたときに、どれだけ音が漏れてくるかという計算方法です。よろしいですか。

ですから、これですと、例えば1㎡で基準化したと書いてありますね。そしたら、1㎡全く窓もない、空けていたのと比べて15 cm径の穴を空けたときにどれだけ落ちるかという話です。換気扇のガラリをつけて9デシベル落ちるという話じゃないんですね。

ですので、今回全部9デシベル下げてもらえますけど、これはミスということになるかと思えますので、ご注意ください。ただし、今回幸いなことに、これでひっかかる換気扇は多分ないかと思えます。民家側はほとんど低騒音のレベルの低いものが設置されているみたいですので、これで9デシベルプラスしたからといって、夜間、騒音レベルを超えるはないと思えますけれども、次回以降、計算される際に同様な間違いをなされないようにご注意ください。

会長：次回、そこは大丈夫ですか。

設置者：わかりました。

会長：ほかに、委員の皆さんからご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

委員：先ほど、地元雇用についても積極的に取り組むということをおっしゃいましたけれども、具体的に社員は何人、パートは延べ何人探るかも教えていただけますか。

設置者：現状の計画で考えておりますことでございますので、その辺だけご理解いただいた中で。まず、社員につきましては、申しわけございませんが、私どもの本社のほうで採用している関係上、地元という形にはならないと思います。パートとアルバイト含めまして、パローで50名程度予定をいたしております。

それから、きょうはスギ薬局さんが見えてないんですけども、多分向こうさんのほうで20人程度のパート、アルバイトさんを予定されるんじゃないかと思っておりますので、合計で70名程度のパート、アルバイトの雇用という形になろうかと思っております。

委員：わかりました。

会長：ほかに、いかがでしょうか。

委員：5ページで言えば断面表、交通量もここは急激に上がりますので、生活道路にもなっていると思いますし、通学路にもなっていますので、車が急激に増えるということ、多分、地元の戸惑いが大きいと思います。

歩行者にとっても慣れない状況があって、事故なんかが発生する可能性もあると思いますので、ここについては十分注意を払って、指導員等、きちっと対応していただければと思います。よろしくお願いします。

設置者：はい。

会長：ほかに、いかがでしょうか。

それじゃ、私からお伺いいたします。周辺には通学路が設定されておりまして、御社のほうも、それに当然配慮した計画を立案されていると思うのですが、入店経路・来店経路、それから退店経路と通学路との関係、それから一部両者が重なっているところがあるわけですし、そのあたり具体的に何か対策をお考えになっているのか。それはいかがでしょうか。

設置者：今のご質問でございますけど、第1点目は自主的な敷地の提供によりまして歩道を広げるというのが、まず1点でございます。次に、彦根署さんとの信号現示の変更を要請させていただいておりますので、こういったところにおきましても、少し渋滞を起こさないような対策を考えていきたい。

あと、出入り口を中心としまして、マンパワーで行うということでございますけども、整理員の配置をして、特に夕方の児童並びに生徒の通行時間帯に事故が起きないように形をとらせていただくというようなことです。それとプラス看板等で、お客様に対して、

「通学路につき減速してください」というような形のものを配置できるよう検討していきたいと考えております。

会長：下校時に、警備員の方が必要な場所に立たれると、そういうふう理解してよろしいでしょうか。

設置者：私どもとしまして、最低1カ月ぐらいはどうしていったらいいのか様子を見て、その後のことを考えていきたいと。当面1カ月は最低限、夕方・下校時の時間帯は出入り口に整備員をつけるということは、まずやりたいと思っています。

それ以降につきましては、その状況を見ながら判断をしていきたいと考えております。

会長：それから、交通管理者と信号現示のことについて相談されて、要請をされているということですがけれども、国道8号という国道でございますし、一事業者からの意見ということであれば、なかなか交通管理者も取り上げてくれないわけですがけれども、その申請を、例えば御社と自治会の皆さんとか、そういった方々が共同で出さないと、なかなか進まないと思うのですが、そういう動きはございますか。

設置者：すみません。私のほうから。

先に、彦根市に相談したときの件を説明させていただきます。西沼波交差点を含む国道8号ですけども、新型幹線システム ファイリングシステムということらしいですけども、それを試行検討中ということでした。

ですので、西沼波交差点におきましても両市道と国道8号を合わせまして、現在の状況、今後の予測、そちらのほうの資料を持って行って、それを踏まえてファイリングシステムの導入に合わせて、各市道の現示も検討・考慮していこうというような協議の結果であります。

また、先ほどおっしゃいました、地元の方と連携してという点につきましては、積極的に考えていきます。

会長：ありがとうございました。

もう1点だけお聴きいたしますが、荷捌き車両が出入りする時間帯ですけども、7ページに、22時以降、翌日の7時までに入出入りする車が少ないわけですけども、何台かあるわけですが、深夜にこういう活動をせざるを得ないという理由は何でしょうか。

設置者：パローにつきましては全店的な取り組みで、滋賀県も含めて私どもの店すべてに、普通は昼間に取引先さんのほうから納品されるというスーパーさんが多いと思うの

ですが、バローの場合は物流センターといいまして、滋賀県ですと、大垣に物流センターがございます。こちらのほうにすべて一括して商品が納入されます。その商品をトラック便で運んでまいるわけですが、夜間にトラックで運ぶということのほうが、時間的な部分、渋滞を含めて効率的な部分もあります。

もう一つは、昼間に納品されたものはアソートメントしまして、発注をかけたものについて、夜間に無人のお店に私どもの直営のトラックが入って納品すると、朝一番から品出しができるという一つの作業的な、社内的な考え方という部分もありまして、全国的な展開として、こういう夜間の搬入ということをやっております。

会長：わかりました。

御社の他店舗についても、こういった議論をした記憶がございますが、こういった深夜帯に搬入する車両があっても、今まで、他店舗においてなにがしかの問題が起こったということはありませんか。

設置者：現在のところ、ほかの県においても特に問題は出ておりません。夜間1便のみということもありまして、特に騒音の問題が厳しいものですから、夜間騒音が厳しいところで問題が起きたということについては、今のところ私どもも物流の関係は夜間行わないというようなこともやったりしますけども、基本的にはほとんどの店でやっております。

なおかつ、搬出入じゃなく、搬入だけでございまして、トラックで入ってきて、店舗に入れるだけで帰っていくということですので、空カーゴを乗せたりするようなときに出る音というのはないということで、夜間はそういう状態でやっております。

会長：ありがとうございました。

ほかに、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、質問も出尽くしたようでございますので、建物設置者の方にはこれで退出していただいて結構でございます。

どうもご苦労さまでした。

審議

会長：それでは、これから2件につきまして審議をしていきたいわけですが、ご欠席の委員から若干ご意見がございますので、まず披露させていただきたいと思っております。

ケースデンキにつきましては、委員から、「緑化計画図、色彩計画図が不備のため判断できない。周辺には高木を配置してほしい。立面図からすると、建物は白なのでしょう。それならば、白でいいと思います。」というコメントをいただいております。

それから、パロー彦根店につきましては、委員から、「地域住民等からの厳しい意見に対しては、どのように対応されるのか。」ということです。

それから、委員から2点ございまして、「荷捌きを行うことができる時間帯につきまして、営業時間が9時から22時となっているが、荷捌き時間帯は6時から翌朝7時となっている。どのような作業を行うのか。騒音、照明などの影響はどうか」ということとございました。それから、駐車場への経路としまして、周辺に小中学校があり、駐車場への進入車両との事故などの懸念が地元意見として出ているが、具体的な対策案はどうするのか。」ということとございました。

それから、委員から、「緑化計画、色彩計画が不備のため判断できない。中学校側が裏道になっているが、緑化をしてほしい。全体が緑で包まれるように」。それから、「住民の要望のように商店街連盟に入ってください」と、こういったようなご質問、あるいはコメントをいただいております。

それでは、委員の皆様方から、まず、ケースデンキ八日市店に関して、どのように対応したらよろしいでしょうか、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

この件につきましては、騒音、それから交通関係があったかと思いますが、委員、騒音についてはいかがでしょうか。特に委員のご質問でございますけども、意見とか付帯意見、そういうふうなものに取り上げる必要はございませんでしょうか。

委員：年に一回程度ということなので、そこまで書く必要があるかどうかということになるかと思えます。要らないんじゃないかなと思えますけど、その辺は調整されると言われていましたので。

会長：はい、わかりました。

委員、交通のほうでいかがお考えでしょうか。

委員：意見はないですけども、付帯意見として開業当初あたりは注意深く、特に右折インと右折アウトの交錯がうまくいくかどうか、きちんと管理、対応してほしいと思います。

会長：わかりました。

私、最初にひとつお断りしておく必要があったかと思いますが、事務局からの説明にもございましたように、私たちが最初に受け取りましたこの届出書であります、その届出書と若干違った出入口の設定をされておりまして、厳しく言えば、もう一回出し直していただくということになるのですが、この変更は地元の皆さんと協議の結果改善されたということでございましょうから、事務局が説明されたように、まずこちらのほうの審議をする。そのときには、変更案を前提に考えさせていただく。そして、この審議が終わった後に、速やかに変更届を出していただくと、こういうふうな流れで進みたいと思います。

でございますが、委員のご発言は、付帯意見としてなにがしかの対策を依頼することでどうかということでございますが、そういう方向で一つ交通に関して付帯意見をつけるということで、よろしいでしょうか。

それじゃ、ほかに付帯意見はございますでしょうか。「意見なし」ということで、交通関係に付帯意見をつけると。その交通関係の内容については、これからお話をさせていただけると思いますけども、ほかにないでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：先ほど会長からも質問がありましたけれども、当初のスライドのほうでは出入口は出口専用となっていました、事業者さんの説明では左折アウトと左折インに変わってありました。最終的には業者の説明が「地元合意」と。

事務局：そうでございます。

会長：ありがとうございます。

そういたしますと、委員、こういうふうに付帯意見をつけたらいいという何か案はございますか。

委員：いや、特段。いつもつけているパターンでもいいかと思います。

会長：あるいは、出入口が西側に移動いたしますね。そして、もともとの番号を振っております、出入口が左折入庫を認める形式になっておりますけれども、その手前の移設されました出入口のほうから優先的に出ていただくと。この2つの出入口は20mも離れていないですね。20m弱だと思いますから、できるだけ手前のほうから入れて、右折入庫と左折インが交錯しないようなことを考えていただいたと思いますけども、実際にはそういうところもお願いしたいと思うのです。

新しいのでいきますと、出入口 と というふうな表現のほうがいいでしょうか。新しくつくりますね。ですから、出入口 と が隣接しているので、この周辺で動線の交錯が起こらないように注意してくださいといったようなことです。

それから、この件について、いろいろと問題が出てきたら、地元及び交通管理者等々十分に協議してくださいと、こういったような方向でおまとめいただけますでしょうか。

どうぞ。

委員：先ほども質問いたしましたけども、出入り口は、今日いただいた図ですと になっていますが、これからアウトさせて、出入口 は入庫のみというような切り分けはできなかったのですか。

そうすると、右折インと右折アウトがぶつかることは避けられたと思うのです。ただ、出入口 のところを右折で出られると、ちょっとまずいのかなという気も若干するところですが、そのあたり地元では検討済みなんでしょうか。

事務局：事務局としましては、設置者のほうから県警とよく協議した上で、このように変更したということを知っていましたので、そこまでは設置者側との話を詰めておりませんでした。

委員：詰めていなかったということは、それは検討項目に入っていないかもしれないということですか。

私が申し上げた出入口 を出庫専用で、出入口 を入庫専用と分けてしまうという。

会長：当然、それも一つの案なんですね。

事務局：当初では、出入口 につきましては出口専用であること、また、この図面でいきますと、 につきましては入出庫が可能であるということまではお伺いしてございました。

事務局：地元とのお話で、市道の部分の出入り口を使わなくされましたので、入口をもう一つどこかに確保したいという、その辺を協議されたと思うのです。

会長：ですから、住民の意向に沿って一つの出入口を閉鎖されたと、これはそれなりに評価されるということでもありますので、もともとある出入口 を出庫専用にするという案もあるのですけども、一応交通管理者等々でまとまった案ということであれば、先ほど申し上げたように、この形態でもって運用されて事故が起こらないように極力注意されて、そして、もし交通処理がうまくいかなかったら、再度きちっと検討してください

という形にいたしましょうか。

どちらがベターか、交通量、交通の流れによっても変わってくると思いますので、そこは柔軟に。ただ、何か問題が起こったときには速やかに協議していただくと、我々、そういうことを付帯意見としてつけたらどうかと思いますが、よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。

文面はまた多少検討しないといけないと思いますので、事務局でおまとめになって、そして私が一応見させていただいて、最終的には委員の皆様方にご了解いただければ、それでもって、付帯意見にするという形にさせていただきたいと思います。

事務局：ありがとうございます。

会長：それでは、次に、パローにつきまして審議をしたいと思います。

これにつきまして、いかがでございましょうか。これも、また騒音と交通というところ、2つの視点に大きく絞られるかと思いますが、まず交通のほうから議論したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：とにかく開業1カ月間ぐらいはどうなるか、運用状況をきちんとチェックしていくという業者さんの意見もありましたので、そういう方向で付帯意見をつけたらどうかと思います。

会長：具体的には、どういうところを見たらよろしいでしょうか。通学路関係でしょうか、それとも交差点の処理ということでございましょうか。

委員：そうですね。交差点の処理も、もしかしたら現示の調整が必要かもしれませんから、その点と通学路にも重なっていったら、下校時、登校時、特に下校時について危険性がないかどうかをきちんとチェックして、問題が起きればちゃんとした対応をとっていただくというふうにしていただければと思います。

会長：一つは、通学路との関係で問題が起こらないように、少なくとも一カ月間では下校時につかめるということですから、その様子を見て、それを設置ということにさせていただくか、あるいはそこまでしなくてもいいのかどうか、それは判断いただくということ。

それから、市道でございますけども、西沼波六反畑芹川上野線、あるいは市道安清西沼波線、この部分の現示の配分が国道8号のところを出まして、少ないからこの断面で

混雑するということですが、やはり8号という国道を優先させた管理を交通管理者はいたしますので、なかなか難しいことだと思いますけれども、もし極端に交通混雑が起こるようでしたら、それがまた周辺の道路に影響を及ぼすようでしたら、もう一度交通管理者と協議をしていただくというような依頼をしてはどうかと思っております。

交通関係で、ほかにございませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、委員のほうから、騒音について付帯意見がございましたらお願いしたいと思っております。どうでしょうか。

委員：特に付帯意見はございません。

会長：そうですか。はい、ありがとうございます。

それでは、これにつきましても、多少文面を練っていただきまして、まず私のほうにお送りいただき、その後、委員の皆様方全員にお目通しいただくと、こういう形で最終的な答申案をまとめたいと、かように思います。

そういうことで、よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局から報告事項をお願いいたします。

2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きを経ない届出について

事務局：はい。事務局のほうから報告させていただきます。

滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第6条に基づく、特別の手続きを経ない届出につきまして、さきに送付させていただきました資料 4をご覧願えますでしょうか。

今回、イオンモール草津と（仮称）ミドリ東近江店の変更届についてご報告させていただきます。

まず、イオンモール草津です。昨年10月31日から12月13日のサーカス公演に伴いまして、駐車場の位置及び出入口の数を変更する届出をされまして、運営規程第6条に基づく届出によりまして、前回の審議会のときにご報告させていただきました。

今回は、公演終了に当たりまして、駐車場の位置および出入口の数を変更前に戻すことになりまして、地元市町及び地域住民からの意見もございませんでしたので、審議を

省略して差し支えないものと考えております。

次に、（仮称）ミドリ東近江店の変更届について、荷さばき施設および廃棄物等の保管施設の位置の変更でございます。店舗内レイアウトの見直しに伴う変更でございます。変更後の騒音予測につきましては、すべての地点で基準値を下回っており、周辺的生活環境に与える影響がほとんどないと考えています。

また、東近江市から意見がございましたが、防犯対策、雇用に関すること等ございました。なお、地域住民からの意見もございませんでした。ですので、こちらも審議省略して差し支えないものと考えております。

以上、ご報告させていただきます。

会長：ありがとうございました。

このご説明に関しまして、何かご意見はございませんでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、もし事務局から他に連絡事項がございましたら、お願いしたと思いますが、何かありますでしょうか。

3 その他

事務局：次回第2回目の審議会につきまして、8月の下旬ぐらいを予定してございますので、日程調整等、またご案内させていただきます。よろしく願いいたします。

会長：どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれにて閉会したいと思います。

どうもご苦労さまでした。